

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 九 号

平成十七年四月十五日(金曜日)

午後一時十一分開議

出席委員

委員長 齊藤 鉄夫君

理事 伊藤信太郎君 理事 稲葉 大和君

理事 中野 清君 理事 保坂 武君

理事 奥村 展三君 理事 川内 博史君

理事 河合 正智君

江崎 鐵磨君 小淵 優子君

加藤 勝信君 加藤 紘一君

岸田 文雄君 近藤 基彦君

下村 博文君 鈴木 俊一君

鈴木 恒夫君 中山 泰秀君

西村 明宏君 葉梨 康弘君

馳 浩君 古屋 圭司君

保利 耕輔君 宮下 一郎君

青木 愛君 稲見 哲男君

加藤 尚彦君 古賀 一成君

須藤 浩君 末松 義規君

園田 康博君 樋高 剛君

松本 大輔君 室井 邦彦君

笠 浩史君 若井 康彦君

池坊 保子君 石井 郁子君

横光 克彦君

文部科学大臣 中山 成彬君

文部科学副大臣 塩谷 立君

文部科学大臣政務官 下村 博文君

文部科学委員会専門員 井上 茂男君

委員の異動

四月十五日

補欠選任

宮下 一郎君

中山 泰秀君

山際大志郎君

佐藤 鍊君

第一類第六号

文部科学委員会議録第九号 平成十七年四月十五日

城井 崇君

高井 美穂君

武山百合子君

達増 拓也君

長島 昭久君

肥田美代子君

若井 康彦君

園田 康博君

稲見 哲男君

樋高 剛君

室井 邦彦君

若井 康彦君

補欠選任

山際大志郎君

佐藤 鍊君

武山百合子君

肥田美代子君

高井 美穂君

達増 拓也君

長島 昭久君

城井 崇君

四月十三日

国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

同日

私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願(城井崇君紹介)(第八七六号)

同(横光克彦君紹介)(第九三〇号)

同(葉梨康弘君紹介)(第九六七号)

教育への国の負担を減らさないことに関する請願(山口富男君紹介)(第八七七号)

同(志位和夫君紹介)(第九二八号)

教育基本法に関する請願(土肥隆一君紹介)(第八七八号)

同(東門美津子君紹介)(第九六六号)

同(平岡秀夫君紹介)(第九九五号)

国による三十人学級の早期実現、私学助成の大幅増額に関する請願(石井郁子君紹介)(第九二五号)

小中高三十人以下学級実現、行き届いた教育に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第九二六号)

行き届いた教育を進めるための私学助成の大幅増額等に関する請願(穀田恵二君紹介)(第九二七号)

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(穀田恵二君紹介)(第九二九号)

私学助成の国庫補助制度堅持等に関する請願(平岡秀夫君紹介)(第九九四号)

は本委員会に付託された。

四月十一日

義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書(北海道本別町議会)(第五八〇三号)

義務教育費国庫負担法の堅持を求める意見書(水戸市議会)(第五八〇四号)

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(長野県和田村議会)(第五八〇五号)

教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書(北海道大樹町議会)(第五八〇六号)

教育基本法を守り、その理念を生かす意見書(千葉県海上町議会)(第五八〇七号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(石川県津幡町議会)(第五八〇八号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(福井県あわら市議会)(第五八〇九号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(福井県三国町議会)(第五八一〇号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(和歌山県広川町議会)(第五八一一号)

教育基本法の改正を求める意見書(鳥取市議会)(第五八二二号)

教育基本法の改正を求める意見書(鳥取県日野町議会)(第五八二二号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(宮崎県国富町議会)(第五八一四号)

国の責任で三十人以下学級の実現を求める意見書(愛知県美和町議会)(第五八一五号)

国立大学授業料の値上げに慎重を期すことを求める意見書(北海道函館市議会)(第五八一六号)

国立大学授業料の標準額引き下げを求める意見書(北海道古平町議会)(第五八一七号)

サッカークラブ制度の根本的見直しを求める意見書(北海道函館市議会)(第五八一八号)

三十人以下学級実現等教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を見直すことに反対する要望意見書(北海道音更町議会)(第五八一九号)

少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書(北海道小樽市議会)(第五八二〇号)

少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書(北海道北見市議会)(第五八二二号)

障害のある全ての子どもたちの豊かな発達を保障する教育条件整備を求める意見書(山口県和木町議会)(第五八二二二号)

「障害のある全ての子どもたちの豊かな発達を保障する教育条件の整備」を求める意見書(山口県錦町議会)(第五八二三号)

障害のある全ての子どもたちの豊かな発達を保障する教育条件整備を求める意見書(山口県阿東町議会)(第五八二四号)

特殊学級の存続を求める意見書(徳島県議会)(第五八二五号)

ゆたかな教育を実現するための教育予算の充実を求める意見書(水戸市議会)(第五八二六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

○齊藤委員長 これより会議を開きます。内閣提出、国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中山文部科学大臣。

国立大学法人法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、国立大学法人の統合や筑波技術短期大学の四年制大学化等について規定するものであります。

第一に、国立大学法人の統合についてであります。

これは、学問分野の融合による教育研究の新たな展開を図るとともに大学の経営基盤を強化するため、富山県内に所在する国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学の三法人を統合し、新たに国立大学法人富山大学を設置するものであります。

第二に、筑波技術短期大学の四年制大学化についてであります。

これは、視覚障害者、聴覚障害者のための高等教育機関である国立大学法人筑波技術短期大学について、障害者の社会的自立、参画、貢献の促進

と教育研究のさらなる高度化、専門化を図るため、これを四年制大学化し、国立大学法人筑波技術大学を設置するものであります。

なお、国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学の設置は平成十七年十月一日とし、平成十八年度より学生受け入れを行うことを予定しております。

第三に、国立大学法人の事務所の所在地の変更についてであります。

これは、国立大学法人政策研究大学院大学の主たる事務所の所在地を平成十七年十月一日をもって神奈川県から東京都に改めるものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○齊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十日水曜日午前八時五十分理事

会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後一時十四分散会

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律

国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

|            |          |            |   |      |    |
|------------|----------|------------|---|------|----|
| 別表第一中      |          | 国立大学法人筑波大学 |   | 筑波大学 |    |
| 大学法人筑波大学   | 筑波大学     | 茨城県        | 八 | 国立   | 国立 |
| 大学法人筑波技術大学 | 筑波技術大学   | 茨城県        | 二 | 国立   | 国立 |
| 富山大学       | 富山大学     | 富山県        | 四 | 国立   | 国立 |
| 富山医科薬科大学   | 富山医科薬科大学 | 富山県        | 五 | 国立   | 国立 |

|    |     |                 |           |                 |           |    |
|----|-----|-----------------|-----------|-----------------|-----------|----|
| 学  | 富山県 | 六               | に、        | 国立大学法人総合研究大学院大学 | 総合研究大学院大学 | 神  |
| 奈川 | 二   | 国立大学法人政策研究大学院大学 | 政策研究大学院大学 | 東京都             | 二         | に改 |
| 奈川 | 二   | 国立大学法人総合研究大学院大学 | 総合研究大学院大学 | 神奈川県            | 二         | に改 |

め、国立大学法人筑波技術短期大学の項及び国立大学法人高岡短期大学の項を削り、同表備考第一号中「総合研究大学院大学、政策研究大学院大学」を「政策研究大学院大学、総合研究大学院大学」に改め、同表備考第三号を削り、同表備考第四号を同表備考第三号とする。

附則

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第五条から第七条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌月の初日において、現にこの法律による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人筑波技術短期大学(以下「旧筑波技術短期大学法人」という。)の学長である者を、同日において、この法律による改正後の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人(以下「新筑波技術短期大学」という。)の学長となるべき者として指名するものとする。

第三条 前項に規定する学長となるべき者の指名については、準用通則法(国立大学法人法第三十五条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。以下同じ。)第十四条第三項の規定は、適用しない。

第四条 第一項の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により新筑波技術短期大学法人の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、旧筑波技術短期大学法人の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第五条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌月の初日において、この法律による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学(以下それぞれ「旧富山大学法人」、「旧富山医科薬科大学法人」及び「旧高岡短期大学法人」という。)が協議して定める規程(以下「合同学長選考会議規程」という。)により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の委員の中からそれぞれ学長選考会議において選出された者で構成される会議(以下「合同学長選考会議」という。)において同条第七項に規定する者のうちから選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、この法律による改正後の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学(以下「新富山大学法人」という。)の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の際に、当該指名された者が欠けた場合においては、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、新富山大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

5 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

(国立大学法人筑波技術大学及び国立大学法人富山大学の成立)

第三条 新筑波技術大学法人及び新富山大学法人(以下「国立大学法人」と総称する。)は、準用通則法第十七条及び国立大学法人法附則第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、国立大学法人の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(旧国立大学法人の理事又は監事に関する経過措置)

第四条 旧筑波技術短期大学法人の理事又は監事であつた者(その最初の任命の際現に旧筑波技術短期大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。)が、引き続き新筑波技術大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新筑波技術大学法人の役員又は職員である者とみなす。

2 旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人(以下「旧富山大学法人」と総称する。)の理事又は監事であつた者(そ

の最初の任命の際現に旧富山大学法人等の役員又は職員でなかつた者を除く。)が、引き続き新富山大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新富山大学法人の役員又は職員である者とみなす。

(旧国立大学法人の解散等)

第五条 旧筑波技術短期大学法人及び旧富山大学法人等(以下「旧国立大学法人」と総称する。)は、国立大学法人の成立の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にあつては新筑波技術短期大学法人に承継するものとして、旧富山大学法人が、旧富山大学法人等に承継するものとして、新富山大学法人が、それぞれ承継する。

2 国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人が有する権利のうち、国立大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、国立大学法人の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に必要な事項は、政令で定める。

4 国立大学法人の平成十七年四月一日に始まる事業年度(以下「最終事業年度」という。)は、それぞれ旧国立大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。

5 旧国立大学法人の最終事業年度における業務の実績については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ準用通則法第三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人に対してなされるものとする。

6 旧国立大学法人の最終事業年度に係る決算並びに準用通則法第三十八条に規定する財務諸表

及び事業報告書の作成等については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。

7 国立大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。

8 国立大学法人の積立金の処分は、国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものと、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。

9 前三項の規定により国立大学法人が行うものとされる旧国立大学法人の行った事業に係る決算等の業務については、国立大学法人の行った事業に係る決算等の業務とみなして、国立大学法人法第十一条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「国立大学法人(国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十七年法律第九号)附則第三条第一項に規定する国立大学法人をいう。)(の最初の」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人(国立大学法人法の一部を改正する法律(平成十七年法律第九号)附則第三条第一項に規定する国立大学法人をいう。)(の最終事業年度(同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。))の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、準用通則法第四十四条

第一項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」と、前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において旧国立大学法人が積み立てた積立金」とする。

10 国立大学法人法第七条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定により新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が旧国立大学法人の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が承継する資産の価額(前項の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から旧国立大学法人に入金された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人に出資されたものとする。

11 前項に規定する資産のうち、土地については、新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

12 第十項に規定する資産の価額は、国立大学法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

13 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第一項の規定により旧国立大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第六条 前条第一項の規定により新筑波技術短期大学法人又は新富山大学法人が承継した国立大学法

人法附則第十一条第一項の規定による貸付金に相当する金額は、同法附則第十四条第一項の規定により国から当該国立大学法人に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第七条 国は、国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人に使用されている国有財産であつて、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技術短期大学法人に使用されているものにあつては新筑波技術短期大学法人の、旧富山大学法人等に使用されているものにあつては新富山大学法人の用に供するため、国立大学法人に無償で使用させることができる。

2 国は、国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技術短期大学法人の職員の住居の用に供されているものにあつては新筑波技術短期大学法人の職員の住居の用に供され、旧富山大学法人等の職員の住居の用に供されているものにあつては新富山大学法人の職員の住居の用に供するため、国立大学法人に無償で使用させることができる。

(中期目標に関する特例)

第八条 国立大学法人の最初の中期目標の期間については、国立大学法人法第三十条第一項中「六年間」とあるのは、「四年六月間」とする。

第九条 前条の中期目標に係る準用通則法第三十条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人にあつては旧筑波技術短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新富山大学法人にあつては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。

(旧国立大学法人が設置する大学等に関する経過措置)

第十条 国立大学法人の成立の際現に旧筑波技術短期大学法人及び旧高岡短期大学法人がそれぞれ設置する短期大学(第四項において「旧短期大学」という。)に在学する学生が存する場合に、当該学生が当該短期大学を卒業するため必要であつた教育課程の履修を行うことができるようにするため、短期大学として、新筑波技術大学法人にあつては筑波技術短期大学部を、新富山大学法人にあつては高岡短期大学部を、それぞれ設置する。

2 筑波技術短期大学部及び高岡短期大学部は、前項に規定する学生が当該短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第一項の場合における国立大学法人法第二十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学・国立大学法人の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により設置される短期大学を含む。以下この条において同じ。」とする。

4 旧短期大学は、国立大学法人の成立の際において、旧筑波技術短期大学法人が設置する短期大学にあつては新筑波技術短期大学部として設置する筑波技術短期大学部に、旧高岡短期大学法人が設置する短期大学にあつては新富山大学法人が短期大学として設置する高岡短期大学部に、それぞれなるものとする。

第十一条 国立大学法人の成立の際現に旧富山大学法人及び旧富山医科薬科大学法人がそれぞれ設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、新富山大学法人が設置する大学において行うものとし、新富山大学法人が設置する大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に關し必要な事項は、新富山大学法人が設置する大学の定めるところによる。

(旧国立大学法人の解散に伴う経過措置)

第十二条 旧国立大学法人について国立大学法人法(第十二条及び第十三条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術短期大学法人についてした処分、手続その他の行為と、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人についてした処分、手続その他の行為と、それぞれみなす。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条及び第四条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学を統合して国立大学法人富山大学を設置し、国立大学法人筑波技術短期大学を廃止して国立大学法人筑波技術短期大学を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。